法人の名称 司法書士法人 星野合同事務所 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること 業務範囲 2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作 成すること 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手 続について代理すること 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若 しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を 作成すること 5. 前各号の相談に応ずること 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を こえない民事訴訟法に定められた訴訟手続(一部の上訴の提起、再審、一 部の強制執行手続を除く)、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠 保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続、 民事執行法に定められた少額債権執行の手続について代理すること 7. 前号について、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解 について代理すること 8. 筆界特定の手続であって対象土地の価額として法務省令で定める方法に より算定される額の合計額の2分の1に相当する額に筆界特定によって 通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じ て得た額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものに ついて、相談に応じ、又は代理すること 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人そ の他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若 しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助 する業務 10. 当事者その他の関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐 人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為 について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う 者を監督する業務 11. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の 刊行その他の教育及び普及の業務 12. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1 項に規定する登記所の業務 13. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務 従たる事務 福岡市博多区祇園町6番43号ギオン柴田ビル3階 所の所在地 水戸市白梅二丁目9番11号 アルファビル2階